

# 事件／件／報／道

## 匿名か実名か、その境界線は？

昨年の京ア二放火事件では、同社と遺族一部の意向に添わない形で被害者の実名が報道された。事件報道のたびに、匿名か実名かという問題がつきまとう。報道の在り方について考える特集。

### 1 事件報道における実名・匿名の狭間

専修大学教授 山田健太

警察と報道機関は、もともと近しい関係、と言って差し支えなからう。まだ記者が、それなりに世の中から信頼感と頼りがいがある

と思われていた時代、NHKで「事件記者」という人気ドラマ番組があった（1958～1966年まで全39話）。いわゆるテレビの

記者ものブームの先駆けである。警視庁の記者クラブが舞台で、人情味あふれる「記者と警察官」の織り成す人間ドラマだった。見方

によっては、記者の目から見た刑事ものであったとも言える。そして当時から今に至るまで、警察の一線は、報道機関にとって

記者のイロハを学ぶ場である。現在は多少変化が見られるものの、今でも報道機関はその多くの取材陣容を警察・検察取材に割き、それがゆえに（その費用対効果の結果）紙面や番組上でも、世界でも稀なほどに事件・事故について多くのスペースが割かれることになる。にもかかわらず近年は、その「蜜月」の関係は変化してきているようだ。何がそれを変えたのか、そこに本稿のテーマである氏名扱いの答えがあるのではない。

あつても、それは極めて例外的なことであつて、日頃の捜査や防犯の活動は市民からの圧倒的な信頼感の上に成立していると言える。それがゆえに、小学生の将来なりたい職業には、今も昔もベスト10に「警察官」が入っており、こうして30年前と現在の両方でランクインしている職業はむしろ珍しい。ちなみに記者の方は、横文字職業華やかなりし頃、一瞬「ジャーナリスト」が入ったことがあるが、今や見る影もない（小学生だけでなく大学生の就職ランキングでも、朝日新聞社やNHKが上位にあつた時代はすでに過去のものだ。どちらも、社会からの信頼感があつて初めて成立する職業であるにもかかわらず、こうした社会的「人氣」に代表されるような、メディアに対する信頼度の低下こそが1つ目のキーワードだ。

紙上裁判（ペーパー・トライアル）という言葉で、新聞の加害者報道が「犯人視」によって、判決前に社会的制裁をしていることに対し、弁護士を中心とするグループが問題視した。そして80年代に入ると、テレビのワイドショーが事件・事故報道を大きく扱い（日航機墜落事故、豊田商事殺人事件、女子高生コンクリート詰め殺人事件など）、写真週刊誌が覗き見主義的な誌面を作る中で、続々と当事者からの異議申し立てがなされるようになる。

犯罪から守るという意味での「人權擁護」の立場に立っていたはずが、微妙なずれが生じるようになってきたと言える。それでも90年代初期は今から思えば、新聞もテレビも戦後75年の中で、最も行儀が良い報道を続けた時期だった。しかし、こうした穏やかな期間はそう長くは続かない。オウム真理教事件の勃発だ。ここで、警察自身も大きな捜査ミスをしたわけであるが、実際に社会からより大きな批判を受けたのは報道だった。松本サリン事件で第一発見者を犯人に仕立て上げた報道は、メディアの信頼感を決定的に毀損するものとなった。

警察と報道という両者の関係そこには社会の悪を懲らしめるといった共通の正義感がある、と言えるだろう。そのために「犯人」を捕まえるわけだし、「再犯」を防ぐべく行動するわけだ。そしてこれらの基本は「事実」の追及でもある。自白の強要や証拠の改竄が冤罪事件で明らかになることは

### メディア批判の高まりが背景

もう少しこのメディア批判の歴史の変遷を追ってみよう。社会の中で最初に明確な「批判」が現れたのは、1970年代だ。

その結果、新聞・テレビをはじめめとするいわゆるマスメディアは、一斉に、被疑者の呼称を「呼び捨てから容疑者呼称へ」と変更することになる。また、多くの新聞社は外部識者を入れた紙面検証機関を設置し、その討議結果を紙面化するようになった（この紙面記事は今でも掲載されている）。いわば、報道と人権が二項対立の概念として定着するようになり、その段階で、警察と報道がいずれも市民を

また同時期の和歌山カレー事件など、いくつかの殺人事件（電力会社女子社員殺人事件、神戸連続殺傷事件など）における過熱集中取材は、さらなる大きなメディア不信を生み、報道界はメディアスクラム対応などの新しい取材スタイルをルール化したり、放送界では今に続くBPO（放送倫理・番

15 BAN July 2020

組向上機構」を設置するなどの方策を打ったものの、根本的な信頼回復に繋がることはなかった。そして時代は、2000年代ネットの時代に続くことになる。

そこで、これまでオープンにされてこなかった取材過程や番組制作過程の実態が「暴露」されるなどし、ますます報道の信頼性は崩れていくことになる。さらには2010年代に入り、東日本大震災の原発事故報道などで、大手報道機関のだらしないさがネットメディア等で見える化され、その立場は決定的なものになったわけだ。こうしたここ50年間の流れを簡単にまとめると以下のようになる。

- 1970年代 疑問 紙上裁判
- 1980年代 批判 報道と人権
- 1990年代 不信 報道被害者
- 2000年代 否定 マスゴミ
- 2010年代 不要 フェイク
- 2020年代 排除？

そしてこの流れに重なるように

前や顔写真、住所や連絡先の類いである。これらは前記の相対秘に分けることができ、原則秘の当事者しか持ち得ない秘匿度が高い個人情報に比べると、ある程度広く社会の中で共有されている情報だ。例えば表札を考えれば、場合によっては家族構成も含め、公道に晒していることになる。

しかしそれは、誰もに対し完全にオープンにしているわけではなく、訪問者や配達のための限定的な公開に過ぎないことはすぐ分かる。同様に、別の事実、例えば今で言えば感染情報と結びつくことによつて、とたんに名前を知られるのは憚られることになり、そこで公的機関も企業も公表するかどうか揺れが出てくることになるわけだ。

ただし一方で、収集した情報は公権力を行使して収集したものであって、公的情報である限りは公開原則にあることも知っておかねばなるまい。一方で、もし違法に収集したものがあるとすれば、そ

進んだのが法制化だ。2000年

代に入り個人情報保護法の強化(2004年全面施行)と、それに伴う市民社会におけるプライバシー意識の向上、そして被害者救済のための法律と政策が整備されていった。犯罪被害者等基本法や同基本計画だ(2004~5年)。こうした制度がベースとなって、2010年以降は被害者が属する企業も、警察を含む公的機関も匿名発表が一般化していったという経緯がある。その善し悪しは別として、メディアと市民と行政のスパイラルができあがり、その大きな流れは取材や報道の抑制作用として働いたと言えるだろう。

ここから分かるのは、警察と報道が密接な関係を有し、それゆえに圧倒的な取材・報道の量と質が生まれる事件・事故報道が引き金になって、メディアの信頼感が下降線を辿っていることだ。そして同時に、両者の間に溝が生まれ深まりつつあるという、ある意味では皮肉な結果が見られる。

これはそもそも保有してはならないことになる。その上で、専ら個人のプライバシー等の保護のために「配慮」して、非公開(不開示)の扱いをするというようにしていることになる(さらに一部の高度な機密情報は特定秘密保護法による保護の対象でもある)。

ということとは、例えば事件当事者(加害者も被害者も)の個人情報や犯罪捜査等によって入手した場合、一義的には公開原則に服するのであって、その上で人権配慮の観点から、氏名等の個人情報を伏せるのが適当か、公共性・公益性(あるいは汎用性)が高く開示するのが適正かという判断ということになる(こうした観点から海外の場合、逮捕情報や起訴情報は情報公開の対象である国もある)。事故の場合でも大きな差異はない。

その時、とりわけ被害者については、個人情報保護法のほか行政機関個人情報保護法、犯罪被害者等基本法、災害対策基本法などの関係から秘匿性が高まると考えら

### プライバシーと報道の関係

ここで言う個人情報あるいはプライバシーなるものについて、簡単に抑えておこう。大きく4つのカテゴリに分けて考えられる。

- ①センシティブ情報(絶対秘) 憲法により保護
- ②プライバシー情報(原則秘) 個人情報保護法により保護
- ③プライバシー情報(相対秘) 犯罪被害者等基本法などにより保護
- ④オープン情報(公開秘) 政治家資産公開法などで公開義務

今はこれに、

- ⑤ビックデータ情報(利用秘) 改正個人情報保護法により活用促進
- が加わってきている。

コロナ禍のもとで、人流データが積極的に活用されているが、これは統計データと言われている、完全に個人特定情報を排除したも

れてもいる(この論点については特集2に譲る)。さらに一般的には、非特定・識別処理によって秘匿度が低下し、開示できる範囲が広がるとされている(感染情報の発表は、まさにこうした形でなされている)。

もう一つ付け加えておくならば、そもそも「プライバシー権」という考え方は、スキャンダル報道を抑制するために編み出された法理論である。もともとプライバシーと報道は対抗的な関係にある。19世紀末の米国においてイエロー・ジャーナリズムと称される、有名な芸能人のプライベート(私生活)を暴露することで人気を博した大衆紙に対し、「放っておいてもらう権利(一人にしてもらう権利)」の主張がなされたことに端を発する。

これがその後も、メディアの行き過ぎたプライバシー侵害行為を抑制させるものとして、判例上、発達してきた。一方で、個人情報の保護という考え方が生まれ、日

のだ。さらに、本誌が刊行される頃には接触追跡アプリといったものも実装されている可能性がある。日本の場合は、これも非特定・識別情報であつて、法の保護対象ではなく活用は問題ないという仕切りとなっている。もう一歩進めて、個人(感染者)追跡となると、行動履歴をもとに特定者を捕捉するものとなり、法に抵触する可能性がある、という議論だ。

そして警察では、前記の4つ(あるいは5つ)のカテゴリのすべての情報を扱うことになる。いわば捜査情報は、場合によっては思想・信条といった絶対秘の個人情報も保有する可能性が高いし、当人の行動履歴も含め、犯罪情報はすべて原則秘のカテゴリに入ることになる。しかも本人からの直接収集ではなく、その多くはむしろ第三者からの強制もしくは任意の情報提供(例えば捜査関係事項照会書)によって収集された個人情報でもある。

さらに少しややこしいのが、名本の場合、主として公的機関や企業など、個人情報を収集・保管・利用する側に対し縛りをかけるかたちで、結果として個々のプライバシーを守る仕組みを構築してきた。

さらに、言論報道機関は、個人情報保護法の「適用除外」の対象として、個人情報の収集(取材)・利用(報道)が特別に認められている特別な存在だ。ただし、先に挙げたようにプライバシーを守るべしとの強い社会的要請を受けて、取材等で入手した個人情報の報道を、自律的な判断のもとケース・バイ・ケースで報道していることになる。

### 実名報道にこだわる理由

こうしたプライバシー保護の大きなうねりの中で、報道機関は事件報道の重要性を説き、実名報道が必要だと主張し続けてきている。その論理はおおよそ以下のとおりである。

まず新聞社・放送局が言ってきた事件報道の大切さとは、①市民の関心に応える ②正確な情報の社会での共有 ③予防や再発の防止 ④構造的な問題の抽出により安全でより良い社会の創生に寄与 ⑤権力の監視 ⑥不正や基本的人権の侵害の監視——である。この点において、社会の認識と大きな齟齬そごはなさって来た。

一般に報道機関の使命として挙げられる、①知る権利への奉仕 ②不正の追及と公権力の監視 ③歴史の記録と社会の情報共有 ④事故・犯罪の予防などと重なり合っていることが分かる（例えば日本新聞協会『取材と報道 改訂5版』『実名報道 事実を伝えるために』2016年参照）。

こうした使命を実現するためには、①訴求力と事実の重み ②権力不正の追及機能 ③訴えたい被害者の声 ④実名の尊厳が求められており、「実名報道が必要」という結論を導いている。ありのままを伝えることができる重要性や、

道徳価値の有無で、公共性や公益性が問題になる。最も分かりやすい例で言えば、有力政治家の病状報道は本人の希望の有無に関係なく報道する意味があるが、一方で誘拐事件では事件発生自体を伏せること（不報）になる。

ただし実際に報道現場で、実名報道を下支えしているのは法規定ではないかと想定される。刑法の230条の2②は、名誉毀損の免責要件を定めている。その後段では、「公訴が提起されるに至っていない人の犯罪行為に関する事実は、公共の利害に関する事実とみなす」こととされている。ここから、警察発表があれば、その範囲で実名報道しても名誉毀損に問われることはないし、その延長線上でプライバシー侵害もない、と理解されているからだ。

### 実名・匿名のバランス

これまでのメディア側が実名報道の意義として説明してきた理由

氏名（実名）は具体的事実の最も根幹をなす要素であるとの言われ方をすることもある。この段階で発表する側あるいは報道される側との認識のズレが出てくるわけだ。

社会全体の空気は専ら、人権侵害の実名報道はやめろ、自分が判断するという上から目線は時代遅れ、当事者が嫌がっているのになぜ書く必要があるのか、人の不幸で金を稼ぐな——といったものだからだ。ただしそもそも、ほぼすべての事件報道は個人情報暴露という意味で、人権（名誉やプライバシー）を侵害するものだ。しかし公憤（公共性や公益性）があるからこそ、こうした人権「侵害」が特別に許されるのであって、それこそが民主主義社会の基盤であると言っても良からう。それからすると、こうした厳しい報道批判は、最初に言及したように市民からの信頼と付託（負託）が欠如しているということに繋がっていることになる。

話を戻してもう1歩踏み込んで、付けが、社会一般に通じにくくなっている。こうした時代状況の変化を受けて、例えば取材過程の透明性を担保する、事案ごとに報道することの必要性をきちんと説明するといった工夫が、報道機関に求められよう。信頼を得るためには、報道機関としての説明責任をより発揮するということだ。

具体的な最近の例で言えば、京都アニメーションの被害者実名発表の折も、各社はそれぞれお断りや説明を紙面上でしたわけだが、その説明は読者には響かない、届かないものではなかったか。もっと読者あるいは被害者の立場に立つて、きちんとした説明をしていく必要があるだろう。

また、報道の仕方について言えば、紙面化された情報がネットを通じて独り歩きし、いわゆる晒しの対象になったり、ネットで知り得た情報をもとに被報道者の自宅に押し掛けるといった、過去には想定されなかった事態が発生してきている。また未来永劫、検索可

手段としての実名報道により、獲得する目的を確認しておくことにしよう。「事実の伝達」のためには5W1Hの基本である名前はリアリティを保つものであって、その人の存在の証しであるとされる。「真実追及や事実関係確定への第一歩」のためには、震災報道での安否確認や、事件の重大性についての社会全体の共有、特定できることによる疑念の払拭（匿名による混乱の防止）、知る権利の実現があるとされる。

そして「抑止効果や再犯防止」のために、悲惨さや悲しみの共有（共感、同情）が必要で、実名はそのためのものということになる。さらに「歴史の記録者」としての社会的役割があるとされる。もう1つ「公権力監視の必須条件」として、匿名発表により不都合な真実の隠蔽の可能性が、ことや、情報操作の防止、不正の追及のために実名報道が求められるとされることも多い。

名前は人が個人として尊重されるべき個人情報として存在し続ける可能性があると考慮すると、住所の表示の方法、氏名や顔写真の掲載を、必要最小限にするなどの配慮や工夫が、今後より一層求められてもいる。さらに新聞でも放送番組でも、「匿名」報道が溢れているという実態もある。これとの齟齬はないのかも検討課題だ。

一方で、捜査機関が匿名発表をするケースが増えていることについては、強く危惧する。なぜなら、現実問題として捜査機関が意図的に自らの都合の悪い情報を隠そうとする事件が、一定程度存在し続けているからだ。収集情報の中の核心の1つが、加害者や被害者の氏名であるだけに、警察が知り得た情報のうち、最も基礎的な誰が逮捕されたか、誰が被害を受けたのかは、きちんと情報開示するのが大前提と思われる。その上で、報道に際しどういった配慮が必要かの議論が始めることが必要だ。その際、警察が知り得た情報のうち、どの情報を発表するかしない

る基礎であって、個人の人格の象徴と言えるかもしれない。あるいはまた、伝えるべき事実の核心が名前ということもあるだろう。しかし、対象が偶然巻き込まれた事件事故の当事者であった場合に、「本人（や家族）が望まない」ことを無理強いしてまで名前を社会に知らしめることが必要なのかという問いに、これらの理由付けが応えているのかということだ。

では報道するかしないかの判断基準とは何なのであろうか。第1は「当事者性」とされる。確かに、当事者（遺族・本人ほか）の意向が大切であることに間違いはない。これらは現在、警察や弁護士経由で確認されるのが一般的だ（海外では、専門のソーシャルワーカーによってなされたりする）。取材の集中や報道による2次被害の回避や、生活圏の侵害の有無が言われる。後者には、暴力団や災禍（不倫の暴露、心中・自殺や家出の場合なども含まれる）。

第2は「社会性」だ。公的な報

かを、当局だけの判断で決めるのではなく、外形的にも分かりやすい基準を導入するなどの検討が求められる。

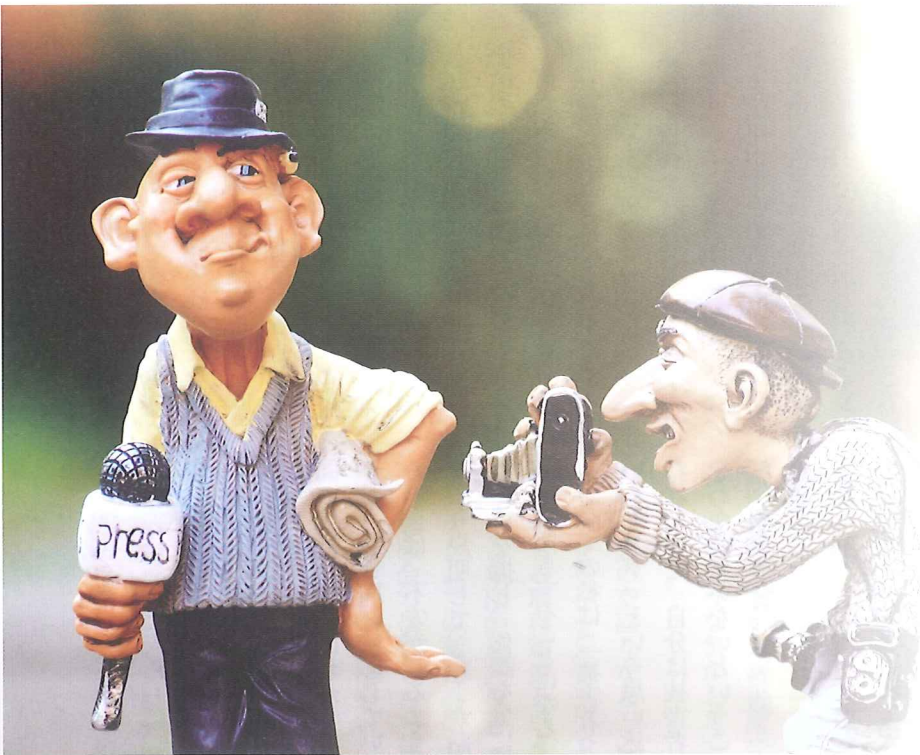
ただし、報すべき事件報道が変わりつつあることも事実だ。過去には、飲酒運転や痴漢犯罪についても、実名報道をしていたが、現在では選択的に報道し、一般私人の場合は事件自体を報じないのが一般的だ。それは、紙面化されることよって起こる社会的制裁が、実際の刑事罰を遥かに超えてしまふなど、報道による制裁が明らかでない場合（例えば軽微な事件）については報道をしない、という選択肢をとるようになってきているからだ。その延長線上で、報道機関が自主的に住所を詳細に伝えることをやめたり、匿名報道（仮名を含む）の範囲を拡大してきていると見えるだろう。

とりわけ被害者情報の扱いについてはこの30～40年間で、大きく様変わりしてきている。例えば、85年の日航機墜落事故に際しては、

# 2

## 被害者に配慮した報道はどうかあるべきか

ジャーナリスト 河原理子



全乗客名簿を企業は公開し、警察も実名発表を行い、新聞紙面では氏名だけではなく搭乗目的も含めた詳細な個人情報掲載された。しかしその後、被害者が属する関連企業側も、そして被害者本人や家族も、名前を出すことに対する拒否反応が強くなり、例えば05年の福知山線脱線事故では犠牲者名がいまだに公開されないうままだ。

こうした流れは、先に触れた京アニでも同じだ。さらには、コロナ禍における死亡者も含めた感染者情報について、公的機関の発表は一律に消極的で、死亡者氏名も発表されないことが多い。ただしこの間、東日本大震災はじめ大きな自然災害については、安否情報や不明者情報も含め、積極的な実名報道がなされ社会もそれを許容し、むしろ求めてきた側面もある。

その違いの大きな要因は、発表後のペンやカメラの放列に晒され、時には何年たっても追い掛けまわされることへの強い嫌悪感であると思われる。こうした取材ストレス

に加え、SNSをはじめとしたネット上の晒し行為の恐ろしさ、それに伴う差別言動を受ける危険性なども共有していることもある。そうなるに報じる側は、こうした2次被害も含め、報道することの責任の重さを自覚し、強い「覚悟」をもって報道することができると問われている。警察発表があつたから名前を出すのではなく、どうしても出す意味があり、その責任を自ら負うことができるかどうかということだ。もちろん、社会全体に広がる現在の晒しや差別の体質を変えることも必要だ。後ろ向きな対応が続く、「匿名」社会が広がることは、息苦しい世の中を招来することになるだろう。

こうした報道するかしないか、どの程度報道するかは、あくまでも報道する側の自主的な判断によるものであるだけに、当然、社によって扱いが変わることになる。その違いが、パッチワーク被害と称されるような、総合的に情報を集めると、すべてが分かってしま

い、各社の配慮は水泡に帰す状況を招来している。しかし、報道とは自らの報じる内容に責任を持つことであるだけに、あくまでも自主的自律的な判断の結果、扱いが異なるのはむしろ当然と考えるべきだろう。

これは社会の大きな不利益である。両者共通の目的である正義の実現に向け、適切な緊張関係が築かれることを改めて強く期待したい。

山田 健太 (やまだ けんた)



専修大学ジャーナリズム学科教授。専門は言論法。昭和34年京都市生まれ。日本ペンクラブ専務理事、情報公開クリアリングハウス理事、日本マス・コミュニケーション学会理事など。ほかに世田谷区情報公開・個人情報保護審議会委員、川崎市文化賞等選考委員。著書に『沖縄報道』『法とジャーナリズム 第3版』『言論の自由』『ジャーナリズムの行方』『現代ジャーナリズム事典』(監修)『政治のしくみと議員のしごと』(編著)など多数。

二度とあってはいけない交通事故。被害者は、その報道をどのよう感じているのだろうか。どのような報道が被害者を傷つけてしまうのか。実名か匿名かという問題だけでなく、事件事故の報道において配慮すべきことは何なのか。長年被害者の取材を続けてきた記者である河原理子氏にまとめていただいた。

「被害者は悲しいに決まっているのに、どうしてわざわざ取材に行くのですか」

若い記者や学生さんと話していると、そう聞かれることがある。

私も昔はそう考えていた。けれども、事件事故の被害にあつた人やその家族の話聞くようになって、次第次第に、「本当のことは聞いてみなければわからない」と確

信するようになった。

私はこの春まで朝日新聞の記者をしていたが、全国紙の記者は地方で事件事故の取材からスタートする。私も、遠い昔の駆け出しの頃に「被害者の悲しみを社会に伝えて、再発防止に資することが使命だ」と教えられた。

世の中にとって、悲しい出来事であることは間違いない。